

面会のご案内

新型コロナウイルス感染症については、感染症法上の位置づけが「2類相当」から「5類相当」へ移行となりましたが、いまだに感染者が出ている状況です。つきましては、感染拡大防止の観点から、令和5年5月16日（火）より面会可能な曜日・時間・人数を制限して面会を再開いたします。

面会について

○面会可能な曜日

病棟	面会可能な曜日
ゆり病棟 (10Y・9Y・8Y)	火・木・土
しょうぶ病棟 (9S・8S・7S・5S)	水・金・日

○面会可能時間 **14:00～16:00**

○面会時間 **15分以内**（医師が必要と判断した場合を除く）

○面会可能者 **家族のみ**（小学生以下は不可）

「感染症に関する問診票」で可能と判断された人

○面会人数 患者1名につき、**1日2名まで**

○面会場所 原則デイルーム

○面会方法

- ① 病院入口の体温測定器にて体温を測定してください。
- ② 1階の「書類・保険証確認窓口」（休日は救急受付）にて「感染症に関する問診票」を記載してください。
- ③ 記入内容に問題が無ければ、**入館許可証**と**問診票**をお渡しいたします。
- ④ 病棟のカウンターでベルを鳴らし、**問診票を職員へお渡し下さい**。
- ⑤ 面会終了後は、**入館許可証**を返却ボックス（1階の「書類・保険証確認窓口」か救急入口にあります）に返却ください。

※ 面会時はマスクを着用ください。

※ 感染状況によっては、予告なく急遽変更することがあります。